

令和2年度

指定管理者
第三者評価結果

令和3年1月

鯖江市

令和2年度 指定管理者の第三者評価について

1 目的

指定管理者による管理運営状況について、学識経験者等の第三者から評価を受けることにより、指定管理者制度の適正な運用や、制度導入施設のより良い管理運営と施設利用者へのサービス向上を図り、今後の施設の管理運営等に的確に反映させることを目的とする。

2 対象施設

今年度は、2施設・2指定管理者を対象とした。

3 実施方法等

施設の類型ごと（自主事業型、収益事業型）に、学識経験者や市民の代表者等で構成する第三者評価委員会を設置し、指定管理者による施設の管理運営状況や制度の運用状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等によって確認し、26の評価項目（施設・設備の維持管理状況、施設の運営およびサービスの質、収支状況等）からなる「指定管理者評価シート」によって第三者評価を実施した。

なお、「指定管理者評価シート」では、26の各評価項目について、判断基準となる評価事項を複数定めている。重要な評価事項を◎とし、評価事項のすべてに該当すればA、◎のすべてに該当すればB、◎のうちひとつでも該当しなければCと判断した。

(評価シートによる判断例)

第1 総則

1 施設の設置目的に基づく基本方針

施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針があり、職員が基本方針を理解しているか。

- ◎1：施設の設置目的に基づいた施設運営上の基本方針が明文化されているか資料を確認する。
- ◎2：施設の設置目的や施設運営上の基本方針について、職員が理解するための具体的な取組みを実施しているかを確認する。
- ①：施設の設置目的や施設運営上の基本方針について、利用者に周知するための具体的な取組みを実施しているかを確認する。

判断基準			指定管理者 記入欄	施設所管課 記入欄	第三者評価 機関記入欄
			チェック欄	チェック欄	チェック欄
評価 ランク	評価項目のすべてに該当する。	A	○		
	評価項目の◎の両方に該当する。	B		○	○
	評価項目の◎の一方または両方に該当しない。	C			
評価 項目	◎1	施設の設置目的に基づいた、施設運営上の基本方針が明文化されている。	○	○	○
	◎2	職員が施設の設置目的や施設運営上の基本方針を理解している。	○	○	○
	①	利用者に対し、施設の設置目的や施設運営上の基本方針を周知している。	○		

4 評価結果（概要）

2施設ともに、全般的に、良好に施設管理が行われているとともに、民間事業者としてのノウハウを活かした運営が行われているとの評価となった。一方で、各施設の性質や目的に応じて、より良い施設に向けた管理運営を図っていくために、いくつかの指摘がなされている。特に、コロナ禍の中での第三者評価となったため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底や、ウィズコロナ・アフターコロナに向けた取組みの推進が指摘されるとともに、施設に関する情報発信に工夫が必要であることにも言及されました。

5 各施設の評価結果

(1) 市民活動交流センター	1
(2) 神明苑	5

6 付属資料

鯖江市指定管理者第三者評価委員会の開催経過	11
鯖江市指定管理者第三者評価委員会委員名簿	11

令和2年度 指定管理者第三者評価

1 施設名称等

施設名称	鯖江市民活動交流センター
指定管理者	特定非営利活動法人 さばえNPOサポート
所管部署	総務部 市民まちづくり課

2 総評

市民活動交流センターの指定管理者の管理運営状況は、全般的に、良好に施設管理を行っているとともに、中間支援組織としてのノウハウを活かした運営を行っているとして評価できます。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、入館時の対応として利用者のわかりやすい導線の設置や、交流サロン内のフリースペースの利用方法、利用者に対する張り紙等での注意喚起など、コロナ禍に対応した運用の工夫が随所に見られるとともに、これらのルールを例外なく実施されており、適切に管理していました。

また、さばえNPOサポートが発行する市民活動団体紹介ブックレット「OSANPO」やリーフレットのほか、ホームページやSNSなど、さまざまな手法により情報発信を行うとともに、紙だけではなく、ホームページ上での利用者アンケートを開設し、幅広く利用者の声を反映できる仕組みを構築されていました。

さらに、多くの市民が訪れる施設にもかかわらず、館内は清潔に保たれ、ごみやチリ等がなく、清潔感のある施設管理がなされるとともに、フリースペースに消しゴムのカス入れを設置するなど、利用者自身の清潔な利用を積極的に促していました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策として、利用者が安全安心に使用していただくため、定期的に換気を行うことは有効ですが、冬季においては、利用者に配慮した換気と暖房が両立できるよう、工夫していただく必要があります。

また、この施設の存在を知らなかったり、利用したことのない市民がいますので、施設に関する情報発信を行うにあたっては、工夫の余地が見られます。

今回の第三者評価は、コロナ禍の影響で施設管理の感染防止対策が試行錯誤されている中での実施となりましたが、一定水準の管理運営がなされていることを確認できました。今後も、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底し、利用者の安全安心を確保していくことはもちろん、多くの市民に施設やNPO活動を知ってもらい、利用してもらえる創意工夫を凝らしていただくよう、今後とも努力されることを期待します。

3 評価結果一覧

評価項目		指定管理者 自己評価結果	施設所管課 内部評価結果	第三者評価機関 評価結果
第1 総則				
1	施設の設定目的に基づく基本方針	施設の設定目的に基づいた管理運営上の基本方針があり、職員が理解しているか。	A	A
2	施設目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設の設定目的を達成しているか。	A	A
3	職員の勤務実績、配置状況	管理職を含む常勤職員および非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。	A	A
4	職員のマナー	利用者に対する職員の接客マナーは適切か。	A	A
5	開館の実績	仕様書または事業計画書のとおりを開館しているか。	A	A
第2 施設・設備の維持管理				
1	建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理し、安全性の確保および良好な機能の保持を行っているか。	A	A
2	備品の管理	施設の備品を適切に管理しているか。	A	A
3	清掃業務	利用者が快適に利用できるよう、清掃が行き届いているか。	A	A
4	警備業務	安全、安心な環境を確保しているか。	A	A
5	ごみ排出量の抑制への取組み	ごみ排出量の抑制に向けた取組みを行っているか。	A	A
第3 運営およびサービスの質の向上				
1	利用実績の把握等	施設の稼働率および利用実績の推移について、把握および分析しているか。	A	A
2	利用しやすい受付案内の実施	利用者が利用しやすい受付案内を実施しているか。	A	A
3	施設の広報、施設の情報提供	すべての利用者が等しく施設の情報を得ることができるよう、適切な情報の提供を行っているか。	A	A
4	サービス水準の確保	個々のサービスについて、対応職員によって差が生じないように、施設のサービス水準を確保するための取組みを行っているか。	A	A
5	個人情報の保護	個人情報の保護体制を確立し、適切な運用を行っているか。	A	A
6	事故防止対策への取組み	事故防止のための体制を確立し、事故防止策を講じているか。	A	A
7	事故発生時の対応体制の確立	事故発生時における対応体制を確立しているか。	A	A
8	災害発生時の対応体制の確立	災害発生時における対応体制を確立しているか。	A	A
9	利用者の意見・苦情を活かす仕組みの整備	利用者にとって意見や苦情を伝えやすい環境を整えているか。	A	A
10	自主事業、独自の工夫等	施設の設定目的を達成するため、施設を最大限に活用するため、利用者のニーズに対応するために、独自に工夫して取り組んでいる事業等があるか。	A	A
第4 収支状況				
1	指定管理料の執行状況	指定管理料を適正に執行しているか。	A	A
2	収支決算状況	収支状況は極端な赤字になっていないか。人件費割合、外部委託割合などは適正な値か。		
3	経費節減状況	経費節減のための努力を行っているか。		
第5 モニタリング等における指摘事項への対処状況				
1	モニタリング等における指摘事項への対処状況	モニタリングや内部評価、外部評価、監査委員による監査における指摘事項については、可能な限り速やかに対処し、施設管理に活かしているか。	A	A
第6 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等への取組み				
1	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等への取組み	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じているか。	A	A
第7 その他				
1	市民活動およびボランティア活動の支援・推進に対する取り組み	市民活動およびボランティア活動に対する市民理解の促進、相談等の事業を実施しているか。	A	B
		市民活動の活性化と市民活動団体等の育成・推進のための事業を実施しているか。	A	A

4 指摘事項報告書 兼 対応策回答書

	第三者評価機関記入欄	指定管理者記入欄		対応する 評価項目
	指摘事項（重大なもの）	対応策 （いつまでに、どのような方法で、解決 するのか。）	対応見込み期間 （短期：1年未満 中期：1年以上）	
1	特記事項なし	特記事項なし		
	指摘事項（軽微なもの）	対応策 （いつまでに、どのような方法で、解決 するのか。）	対応見込み期間 （短期：1年未満 中期：1年以上）	対応する 評価項目
1	2階に洋式トイレは必要だ と思うので、和式トイレから洋 式トイレへの改修を検討して いただきたい。 また、2階トイレの洗面所は 水の出が悪いため、水の出を改 善していただきたい。	洋式トイレへの改修と洗 面所の水の出の改善につい ては、利用者からも度々要望 があり、担当課とも課題共有 している。引き続き、実現に 向け協議を進めていきたい。 なお、現在も2階には洋式 （多目的）トイレが1ヵ所設 置されており、希望者にはそ ちらの利用を勧めている。	中期	共通編 第2-1 第2-3
2	パンフレット、ホームページ 等による情報提供等がしっか りとされている一方で、まだ まだ施設を知らない市民等が いるため、今後も継続的に情 報提供をしていただきたい。	新規利用者も増えているので、 地道にアピールを続けていき たい。 なお、指摘を受け、各公民 館を訪れて、パンフレットを 設置した。（2021/1/21）	短期	共通編 第3-3
3	新型コロナウイルス感染症 の感染拡大防止策として、検温 後に、受付簿に名前と住所を記 載しているが、前に受付した人 の名前や住所が見えないよう に配慮していただきたい。	指摘を受け、利用者それぞ れが記入する単票の記録用 紙に変更し、その記録用紙を 事務所に提出していただく ことにより、他の利用者の個 人情報が見えないようにし た。（2020/12/16）	対応済	共通編 第3-5
4	施設やNPOについて市民 等に知っていただけるように、 質の非常に高い冊子「OSAN PO」の活用など、PRの工夫 をしていただきたい。	「OSANPO」を高く評 価していただいたことは、率 直に感謝申し上げたい。 市民への新たなPR方法 については、担当課でも前向 きな協力の意向も示してい ただいているので、来年度か ら、行政からの配布物等も含 めたアイデアを話し合っ ていきたい。	短期	共通編 第3-10 特別編 1-1
5	委託業務や物品購入等を行 う際、相見積りを実施し、経費 節減に努めていただきたい。	相見積りもりできるものは 実施し、経費削減に努めてい る。今後も同様に実施を継続 する。	既存の取組 みを継続的 に実施する。	共通編 第4-3

6	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の一つとして、換気は有効であるので、冬季において、換気と暖房の両立を図るように工夫していただきたい。</p>	<p>会議室利用者には利用上の注意として、暖房をかけながら1時間に1回の換気をお願いしている。「換気注意喚起シート」も作成し、同時に利用者にお渡ししている。</p> <p>また、スマホなどのタイマー活用による実施を促進、必要な利用者にはキッチンタイマーも貸し出す。</p> <p>交流サロン等は、全館暖房中も、基本的に11時、15時、20時に利用状況に合わせて換気場所を変えながら行っている。</p>	対応済	共通編第6-1
7	<p>ホームページ等での情報発信は十分に行われている一方で、SNSでの情報発信の方法には今後工夫の余地が見られる。</p> <p>情報発信という意味では、情報の受け手に応じて発信する内容等を工夫しながら、一方通行にならないような取組みをしていただきたい。</p> <p>例えば、SNS上での情報発信、情報共有に加えて、市民との意見交換などが活発に行われるようなコミュニティ運営を行うなどの工夫を行うことで、利用者のニーズのよりの確な把握や、新規利用者の広がりを見込むことが考えられる。</p>	<p>SNS上でのコメント投稿や他者からの発信への反応については、事務局でも意識をしながら努力してはいるが、多様なジャンル・価値観の記事をシェアしていることもあり、適切なコメント内容などを考え過ぎて、躊躇してしまうことも多い。</p> <p>これからは、まずは、当団体の関わる事業の記事などから、少しずつ積極的な、“顔の見える”メッセージを発信するところから進めてみたい。</p> <p>また、事務局だけでなく、理事と連携しての情報発信・シェア・レスポンスにも、改めて協力を仰ぎたいと思う。</p>	短期	特別編第1-2

令和2年度 指定管理者第三者評価

1 施設名称等

施設名称	鯖江市多機能型健康福祉施設 神明苑
指定管理者	株式会社 ビリオンフーズハヤシ
所管部署	健康福祉部 社会福祉課

2 総評

神明苑の指定管理者の管理運営状況は、全般的に、良好に施設管理を行っているとともに、飲食業チェーンを展開する民間事業者としてのノウハウを活かした運営を行っているという評価できます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、体育館やレストラン、風呂場、休憩室などの場所に応じて、「新型コロナウイルス感染予防対応ガイドライン」を作成し、全従業員に徹底していました。

また、コロナ禍における営業について、宴会や法事が激減することを想定し、お弁当のテイクアウトを始めるなど、コロナ禍に対応した新たな取組みを進めていました。

さらに、施設の稼働状況について、楽天トラベルや Booking.com の大手の旅行サイトを利用することにより、宿泊者が増加し、以前と比較して、宿泊稼働率が高くなっていました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、お客様が安全安心に過ごしていただくため、「新型コロナウイルス感染予防対応ガイドライン」に基づき、従業員が感染拡大防止に関する取組みを確実に実施していくとともに、お客様にも、感染拡大防止に向けた行動を徹底するよう、理解と協力を求めていく必要があります。

また、ウィズコロナ・アフターコロナに向けた取組みについて、事業所内における働き方改革やVR等のデジタル技術を活用した取組みなど、ニューノーマル時代に対応した、新しい仕事のやり方やデジタルトランスフォーメーションを推進する新しい事業展開が求められています。

さらに、施設の利用者を増加させるためには、ターゲット層をしっかりと絞り、そのターゲット層に向けて、施設の魅力をしっかりと発信していくことが重要となってきます。

今回の第三者評価は、コロナ禍の影響で業績が悪化している中での実施となりましたが、一定水準の管理運営がなされていることを確認できました。今後も、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底し、お客様の安全安心を確保していくことはもちろん、地元の温泉施設として、市民に親しまれる施設づくりに努めていただくとともに、市外の方が本市を代表する温泉施設を利用することを通して、本市の魅力発信につながるよう、今後とも努力されることを期待します。

3 評価結果一覧

評価項目			指定管理者 自己評価結果	施設所管課 内部評価結果	第三者評価機関 評価結果
第1 総則					
1	施設の設定目的に基づく基本方針	施設の設定目的に基づいた管理運営上の基本方針があり、職員が理解しているか。	A	A	A
2	施設目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設の設定目的を達成しているか。	A	A	A
3	職員の勤務実績、配置状況	管理職を含む常勤職員および非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。	A	A	A
4	職員のマナー	利用者に対する職員の接客マナーは適切か。	A	A	A
5	開館の実績	仕様書または事業計画書のとおりを開館しているか。	A	A	
第2 施設・設備の維持管理					
1	建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理し、安全性の確保および良好な機能の保持を行っているか。	A	A	A
2	備品の管理	施設の備品を適切に管理しているか。	A	A	A
3	清掃業務	利用者が快適に利用できるよう、清掃が行き届いているか。	A	A	A
4	警備業務	安全、安心な環境を確保しているか。	A	A	A
5	ごみ排出量の抑制への取組み	ごみ排出量の抑制に向けた取組みを行っているか。	A	A	A
第3 運営およびサービスの質の向上					
1	利用実績の把握等	施設の稼働率および利用実績の推移について、把握および分析しているか。	A	A	A
2	利用しやすい受付案内の実施	利用者が利用しやすい受付案内を実施しているか。	A	A	A
3	施設の広報、施設の情報提供	すべての利用者が等しく施設の情報を得ることができるよう、適切な情報の提供を行っているか。	A	A	A
4	サービス水準の確保	個々のサービスについて、対応職員によって差が生じないように、施設のサービス水準を確保するための取組みを行っているか。	A	A	A
5	個人情報の保護	個人情報の保護体制を確立し、適切な運用を行っているか。	A	A	A
6	事故防止対策への取組み	事故防止のための体制を確立し、事故防止策を講じているか。	A	A	A
7	事故発生時の対応体制の確立	事故発生時における対応体制を確立しているか。	A	A	A
8	災害発生時の対応体制の確立	災害発生時における対応体制を確立しているか。	A	A	A
9	利用者の意見・苦情を活かす仕組みの整備	利用者にとって意見や苦情を伝えやすい環境を整えているか。	A	A	A
10	自主事業、独自の工夫等	施設の設定目的を達成するため、施設を最大限に活用するため、利用者のニーズに対応するために、独自に工夫して取り組んでいる事業等があるか。	A	A	A
第4 収支状況					
1	指定管理料の執行状況	指定管理料を適正に執行しているか。	A	A	A
2	収支決算状況	収支状況は極端な赤字になっていないか。人件費割合、外部委託割合などは適正な値か。			
3	経費節減状況	経費節減のための努力を行っているか。			
第5 モニタリング等における指摘事項への対処状況					
1	モニタリング等における指摘事項への対処状況	モニタリングや内部評価、外部評価、監査委員による監査における指摘事項については、可能な限り速やかに対処し、施設管理に活かしているか。	A	A	A
第6 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等への取組み					
1	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等への取組み	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じているか。	A	A	A
第7 その他					
1	その他	第1から第6までの項目では評価しきれなかった事項が他にあるか。			

4 指摘事項報告書 兼 対応策回答書

	第三者評価機関記入欄	指定管理者記入欄		対応する 評価項目
	指摘事項（重大なもの）	対応策 （いつまでに、どのような方法で、解決 するのか。）	対応見込み期間 （短期：1年未満 中期：1年以上）	
1	特記事項なし	特記事項なし		
	指摘事項（軽微なもの）	対応策 （いつまでに、どのような方法で、解決 するのか。）	対応見込み期間 （短期：1年未満 中期：1年以上）	対応する 評価項目
1	毎月のスタッフミーティングの内容について、全職員が情報を整理し、共有し、活用することによって、生産性の向上につなげていただきたい。	毎月行っている全員ミーティングの議事録をスタッフ全員に回覧する事により、社会的貢献の意識を高め、将来展望に繋げております。	既存の取組みを継続的に実施する。	共通編 第 1-1
2	地元産品が販売されているが、フロントの奥にある商品が目にとまりにくいいため、地元産品が目にとまりやすい工夫をしていただきたい。	物品販売については、土産品、パン、お米、お餅類、豆腐、佃煮、野菜類、工芸品と多種多様な販売をしており、現在の売り場スペースでは中々難しいのですが、指摘された事について今後検討したいと思います。	短期	共通編 第 1-2
3	将来的に必要となるニューノーマル時代に対応した仕事のやり方の開発などを検討していただきたい。	フロントの無人化や、予約データを一元化し、瞬時に厨房、配膳、メイク係等に伝達出来る体制を構築致します。 また、今後は飲食等にもキャッシュレス対応が出来る様に考えております。	中期	共通編 第 1-3
4	人事考課制度はありますか。そのような制度がある場合には、どのような内容になりますか。また、そのような制度がない場合には、今後どのような対応をする予定ですか。	人事考課制度はありませんが、風土診断を行っており、スタッフ全員が上司についての評価を行っております。今後は神明苑への貢献と評価の可視化、能力、スキルの向上のためになる制度を来年度より採り入れます。	短期	共通編 第 1-3
5	年1回開催する外部講師による接客研修について、来年度以降も継続して実施していただきたい。	接客マナー研修は、今後も年一度は実施したいと思っております。	既存の取組みを継続的に実施する。	共通編 第 1-4
6	接客六大用語の使用を徹底しているとのことだが、その用語に、「毎度お世話になります」、「毎度ありがとうございます」を追加し、職員の接客マナーの向上に努めていただきたい。	「毎度お世話になります」と、「毎度ありがとうございます」については、今後追加していきたいと思っております。	短期	共通編 第 1-4

7	<p>コロナ禍で大変厳しい状況ではありますが、一定の未来投資を実施しないことには、来訪者が増加しないため、未来投資について、ハード面とソフト面の両方から検討していただきたい。</p>	<p>ハード面としては、宿泊者に対しての加湿器やズボンプレッサー等の備品の購入、ソフト面では、接遇マナーや教育研修の強化を進めてまいります。</p>	中期	共通編第2-1
8	<p>冷暖房器具の単独エアコン化を図っていただきたい。</p>	<p>単独エアコン化については、今後、社会福祉課と協議しながら検討してまいります。</p>	中期	共通編第2-1
9	<p>玄関入口に置かれたプランターは、玄関をすっきりと綺麗に見えなくする恐れがあるため、花をきれいに见せる工夫をしていただきたい。</p>	<p>有志の方よりボランティア活動として花のプランターを設置しておりましたが、今後プランターの数を制限しスッキリ致します。</p>	短期	共通編第2-1
10	<p>トイレットペーパーの三角折りは不衛生であるという意見があるため、トイレットペーパーの三角折りのあり方について検討していただきたい。</p>	<p>三角折りについては、元々、掃除が終了した合図として行っておりましたが、昨今の事情を考え、当苑では三角折りについては実施しないことに致します。</p>	短期	共通編第2-3
11	<p>発信するターゲット層をしっかりと絞って、神明苑の魅力をしっかりと発信できると、効果がより高くなると思うので、検討していただきたい。 ターゲットを絞るのが難しい場合には、各層のお客さんをモニターとして施設に来ていただき、良い面や悪い面を指摘してもらおうと、神明苑の売りや魅力、ターゲットの絞り込みがしやすくなると思う。</p>	<p>神明苑の魅力は、街中にある天然温泉・食事処・体育館を有する施設であると認識しております。 この魅力を最大限しっかりと発信する様に心掛けます。具体的には体育館講座の広報や神明苑のイベント告知について、各種媒体を活用し発信致します。モニターとして、各層の皆さんに神明苑(体育館含む)のポイントラリー的な形で、施設内を廻って頂き、施設を指摘して頂く企画を致します。</p>	短期	共通編第3-3
12	<p>施設を若者に多く利用してもらえるような工夫をしていただきたい。</p>	<p>若い方でも、ふらっと立ち寄れる講座やイベントの開催を来年度までに企画致します。</p>	短期	共通編第3-3
13	<p>一般の職員のみ(管理者抜き)のグループで構成するジュニアボードなどの運営を検討していただきたい。</p>	<p>職場のマネージャー会議は現在も行っており、経営の諸施策に具体的な提言を頂いております。今後、各職場単位での一般職員の提言機会を検討致します。</p>	短期	共通編第3-4

14	ターゲット層に合わせたサービスを心がけていただきたい。	利用される年齢に応じてターゲットを絞り、イベントの開催等を企画してまいります。	短期	共通編第3-4
15	避難経路は紙で机の上に置くのではなく、出入口のドアなどのわかりやすい場所に掲示していただきたい。	今後、避難経路の案内図を机上ではなく、出入口での掲示に切り替えます。	短期	共通編第3-8
16	朝食において、牛乳、コーヒー、ヨーグルトなどの飲み物が自由に飲めると、楽しくゆっくりできると思うので、検討していただきたい。	牛乳、コーヒー、ヨーグルトを自由に飲めると良いとのご提案につきましては、今後、本社とも協議し検討致します。	短期	共通編第3-10
17	コロナ禍において電子印鑑を導入するなど契約管理の効率化を図り、もって生産性の向上に努めていただきたい。	契約管理の効率化については、今後協議していきたいと思います。	中期	共通編第4-2
18	全館のLED電球への切り替えについて、早急に進めていただきたい。	LED電球への切り替えについては、今後、社会福祉課と協議しながら検討してまいります。	中期	共通編第4-3
19	職員がお客様に手指用消毒液を直接噴霧したり、館内におけるお客様のマスク着用を徹底するなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底していただきたい。	新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みは、新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインを励行し、万全を期して行っております。直接お客様に消毒液を噴霧するサービスについては、スタッフの配置数の事もあり、現在は考えておりません。	既存の取組みを継続的に実施する。	共通編第6-1
20	年中無休でなくなることで、労働環境の見直しと業務の改善を行った事例があるため、施設の収益を高めるために検討していただきたい。	指定管理者選定の際、年中無休と定められておりますので、協定書の見直しが必要になります。労働環境、業務改善を今後も継続し、施設の収益を高める努力を継続致します。	既存の取組みを継続的に実施する。	共通編第7-1
21	食事のメニューに話題となっている食材を入れるなどの工夫をしていただくことにより、楽しい食事を提供していただきたい。 また、食べ残しの調査を行って、食事のメニューを工夫していただきたい。	食事のメニューについては、地元の旬な食材を出来る限り使用しております。また、配膳スタッフより食事後に喜ばれた料理や食べ残った料理等を必ずチェックし、日報に記載し、支配人に提出し、厨房スタッフと意見疎通し、確認しております。	既存の取組みを継続的に実施する。	共通編第7-1

22	子ども会やスポーツ少年団の使用料を安くして使用してもらえるようにしていただきたい。	使用料の取扱いについては、今後、社会福祉課と協議しながら検討してまいります。	中期	共通編 第7-1
23	市が負担した修繕費についても、指定管理者から提出される実績報告書に記録していただきたい。	今後は、修繕費についても、実績報告書に記載致します。	短期	共通編 第7-1
24	AED講習に加えて、食事を提供する業者でもあるため、アレルギーの対策として、エピペンの使用もマスターして備えることを検討していただきたい。	食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの対処については、今後講習会を開き、救急処置の対応に備えたいと思います。 また、エピペンの取扱いについては、今後検討したいと思います。	短期	共通編 第7-1
25	支配人は多忙そうに見受けられたので、支配人へのサポート体制を整えていただきたい。	今後しっかりとしたサポート体制を構築し、支配人の負担軽減を図ります。	短期	共通編 第7-1

鯖江市指定管理者第三者評価委員会の開催経過

会議	開催日		内容
	市民活動交流センター	神明苑	
第1回	令和2年11月27日(金) 14:00～ 市民活動交流センター 地階大会議室	令和2年11月16日(月) 9:30～ 神明苑 1階九頭竜会議室	・委員長および職務代理者の選出 ・指定管理施設の概要 ・審議
第2回	令和3年1月22日(金) 14:00～ 市役所 4階第1委員会室	令和3年1月15日(金) 10:00～ 市役所 4階第1委員会室	・総括審議

鯖江市指定管理者第三者評価委員会委員名簿（50音順：◎委員長 ○職務代理者）

氏名		役職等
市民活動交流センター（自主事業型）		
澤崎 敏文	◎	仁愛女子短期大学准教授
中村 隆一	○	鯖江市区長会連合会監査員（河和田地区区長会長）
勝木 美津子		夢みらいWe 理事
竹内 香代子		鯖江市子ども会育成連絡協議会会長
森家 亮		鯖江青年会議所理事長
神明苑（収益事業型）		
南保 勝	◎	福井県立大学地域経済研究所教授
高島 三男	○	鯖江市区長会連合会幹事（立待地区区長会長）
岸本 大紀		鯖江商工会議所青年部会長
熊野 澄子		鯖江市赤十字奉仕団委員長
細田 逸子		鯖江市民主役条例推進委員会委員